下北ジオパークロゴマーク使用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、下北ジオパークロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークに係る権利）

第２条　ロゴマークに関する著作権は、下北ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）に帰属し、使用者がロゴマークを自己のものとして使用することはできない。

（使用承認）

第３条　ロゴマークは、下北ジオパークを広くＰＲするための取り組みについて使用できるものとする。ただし、次の各号に掲げる目的のためには使用を認めない。

(1) 政治活動、宗教活動等に関するもの

(2) 公序良俗に反する恐れのあるもの

(3) 法令、規則等に違反するもの

（使用承認申請）

第４条　前条の規定によりロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、下北ジオパークロゴマーク使用承認申請書（様式第１号）により、下北ジオパーク推進協議会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。ただし、次の各号に掲げる団体等が行う前条各号に反しない行為については、申請を要しない。

　(1) 国及び地方公共団体

(2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合

(3) 前２号に掲げるもののほか、会長が特に認める団体等

２　会長は、前項の規定に基づく申請を受け付け、その内容を審査し、ロゴマークの使用を承認することが適当であると認めた場合には、下北ジオパークロゴマーク使用承認書（様式第２号）を交付するものとする。

３　使用者は、ロゴマークを使用したものが完成した場合は、直ちに協議会へ一部提出するものとする

（使用時の取り扱い）

第５条　ロゴマークを使用する場合は、これを変形（縦横比率が等しい拡大又は縮小を除く。）し、又は色合いを変更（白黒で使用する場合を除く。）してはならない。ただし、やむを得ない事情があると協議会が認めたときは、この限りではない。

（使用料）

第６条　ロゴマークの使用料は無償とする。

　（使用期間）

第７条　ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して１年間とする。ただし、第４条の規定により承認の通知を受けた者がロゴマークの使用の延長を申し出たときは、延長することができる。

　（承認内容の変更）

第８条　承認を受けた使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするときは、下北ジオパークロゴマーク使用変更承認申請書（様式第３号）により、直ちに会長に報告し、その指示に従わなければならない。

２　会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、下北ジオパークロゴマーク使用変更承認通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（使用承認の取り消し）

第９条　会長は、申請内容に虚偽があったとき、又は使用を承認したロゴマークが不正に使用されたときには、下北ジオパークロゴマーク使用承認取消書（様式第５号）により第４条の使用承認を取り消し、通知するものとする。

（事故、苦情等の処理）

第１０条　使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任において、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

２　前項に規定する事故等について、協議会はその責を負わないものとする。

（その他）

第１１条　この使用要綱に定めのない事項については、協議会が別に定めることとする。

　　　附　則

　この使用要綱は、平成２９年４月１７日から適用する。